

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		平成 26年 7月 28 日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通2-2-4		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社神戸製鋼所 代表取締役社長 川崎 博也 電話 078-261-4123					
主たる業種	その他の金属線製品製造業				細分類番号	2   4   7   9	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則		<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号				
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	エネルギー消費設備の効率稼働、製造工程の簡略化、製造条件の見直し、ISO14001システムを活用した後戻りのない改善活動などにより、原単位当たりの温室効果ガス排出量の年1%以上削減を目指す。						
計画を推進するための体制	工場長をトップに製造室長を省エネ推進委員長とし、各部署推進者で構成する省エネ・コストダウン会議を中心に温室効果ガス削減を推進していく。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,518.7 トン	16,491.3 トン	16,234.4 トン	16,794.9 トン	13.7 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	15,006.9 トン	16,491.3 トン	16,234.4 トン	16,794.9 トン	10.0 パーセント	
	実績に対する自己評価	モータの高効率機器への更新や、エア漏れ率削減、換気扇の間引き運転、生産工程の省エネ化を実施したが、生産量が増加しているため温室効果ガスの排出量が増加となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産量)	263.30	270.73	270.92	268.52	2.57 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	老朽化設備の高効率機器への更新や、換気扇の間引き、エア漏れ率削減、生産工程の省エネ化に取り組み前年度比1.1%減を達成したものの、基準年度に比べると原単位は悪化した。勤務体制を3班交代から4班交代へ変更したことで、稼働自当たりの生産量が8%下がったことが主原因となっている。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		71.0 パーセント	71.0 パーセント	71.0 パーセント	71.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	エア漏れ率の削減、焼鈍炉運転の効率化などに取り組んだ。					
	(24)年度	モータ、照明の高効率機器への更新やエア漏れ率削減、換気扇の間引き運転に取り組んだ。					
	(25)年度	モータの高効率機器への更新やエア漏れ率削減、換気扇の間引き運転に取り組んだ。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	実施していない。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	利便性の良い公共交通機関の運行が付近に無く、通勤に不都合が生じるため未実施である。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	トン	トン	トン			
	合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。